令和3年度 第3回鹿屋市子ども・子育て会議



令和3年12月17日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

1	報 告	
	(1)令和3年度第2回鹿屋市子ども・子育て会議の報告	P 1
	(2) 認定こども園における認定変更について	P 5
_	-w	
2	議事	P 7
	(1) 令和4年度教育・保育施設の定員変更について	P 8
_	7 m ///.	
3	その他	
	(1) 認定こども園への移行に係る協議の進め方について	P10
	(2)子ども・子育て委員の委嘱期間満了に伴う第1号委員の募集	
	ついて	P11
	(3)その他	

1 報告

(1) 令和3年度第2回鹿屋市子ども・子育て会議の報告

令和3年度 第2回鹿屋市子ども・子育て会議 会議録 (要点筆記)

日時	令和3年8月25日(水) 14:00~15:00							
場所	鹿屋市役所 3階庁議室 オンライン開催により他会場あり							
委員出欠	エルメス委員、鮫島委員、立切委員、鶴田委員、 山口(翔)委員、山口(な)委員、安樂委員、森委員、 堂園委員、宮脇委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、 宮下委員、久野委員、新川委員、有川委員、清水委員、 兒島委員、渡邉委員、末吉委員、吉永委員							
	欠席委員 5名 朝野委員、米重委員、寶滿委員、柳田委員、川﨑委員							
事務局及び 関係課部課 出席者	深水部長、枦木課長、井料課長補佐、下假屋係長、須山係長、山下係長、 松元係長、今原主査、小倉主任主事 (学校教育課)安藤課長							

【1 開会】

【2 報告】

(1) 令和3年度第1回子ども・子育て会議の報告

(委員の意見等)

なし

【3 議事】

(1)「認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定変更に係る取扱について」

【概要】

認定こども園の利用定員や認定変更については、以下の取扱を基本として、市と認定こども園が協力して適正な運用に取り組んでいくこととなった。

- 1 1号利用定員を遵守します。
- 2 1号利用定員を超える変更申請を認定する場合は、保護者と保育要件の変化など、 やむを得ない事情がある場合とします。
- 3 保護者が保育要件(就労環境等)の変化がないにも関わらず教育を希望して、2号 又は満3歳を迎えた3号から1号へ変更申請があった場合は、1号利用定員の範囲に おいて、認定できることとします。

《質疑·意見等》

(委員)

1号認定と2号認定の子どもたちは、クラスは違うのですか。一緒ですか。

[事務局]

認定こども園については、1号認定の子どもと2号認定の子どもは同じクラスで生活をしています。

(委員)

同じクラスで1号認定と2号認定に分けるのは、親の希望だけで違うので すか。希望は違うけどクラスは一緒なのですか。

[事務局]

1号認定になるか2号認定になるかの差は、保育の必要性があるかないかで分かれています。保護者が働いていない場合は1号認定、保護者が働いている場合は2号認定となります。

また、1号認定の子どもは、幼稚園にあたる部分なので、帰りの時間が早いです。通常であれば8時間から11時間ですが、幼稚園については2時くらいまでになります。

(委員)

指導する内容は一緒ですか。

[事務局]

同じクラスなので同じです。

(委員)

認定こども園の認定の変更ということで、どこが今までと変わったのですか。

[事務局]

特に変わった部分は、1号認定の部分ですが、基本的に定員の範囲内で運用すると説明したところですが、例えば1号が定員に達していた場合に、そこに2号・3号で、お仕事をやめたとか職を失った人がいた場合に、その方が通常の保育園であれば、その時点で保育の必要性がなくなるので、保育園を辞めないといけないのですが、認定こども園については、1号の部分があるので、そのようなやむを得ない事情の方が1号に移る場合については、定員を超えて良いという部分が認定の変更になります。

(委員)

鹿屋市保育会と会員園の複数園で、令和2年度において、1号認定の定員はあるのですが、定員を超えて受入れをしているということが、今回の議題の発端になっているところです。このことについては、鹿屋市保育協会会長として重く受けとめて、会員園と協議のうえ、定員を遵守して意思疎通を図っているのが現状でございます。

定員を超えて受け入れをした理由に満3歳の問題があります。認定子ども園で2歳児が保育認定で3歳の誕生日を迎え、その後も3月まで入所を継続した場合には、保育料が発生し続けますが、1号認定に変更した場合には、無償化の対象になって保育料がかからなくなります。

同じ年齢でも矛盾が生じているのが、国の制度なのです。そのような理由で、保育認定から教育認定へ変更をしていたことから、1号認定の定員を超過してしまったという現実があります。そこで、良くないのではないかということで、行政と話し合いをしている最中でございます。

(委員)

年度末に保育を希望しなくなった場合は、定員を超えて可能ということでしたが、年度が変わったときは調整されるのですか。

[事務局]

年度が変わった場合は、調整は行われます。

(委員)

3歳になるときに親が就労していればそのまま2号ですが、無償化の枠にしたいという気持ちで、自分の仕事を辞めてから1号認定にしてほしいと要望が出ている事例があるのですか。

[事務局]

満3歳になったときは、1号又は2号へ移行となります。通常であれば、保護者の方が働いていれば2号へ、その時に何らかの理由で働けなくなった場合は1号へ移行となります。

現在の状況は、保育を必要とする3号から、直接、教育の方へ移行するという状況が出てきており、そこで大幅に定員を超過しているという状況がありますので、適正化を図っていこうということで今回の議題に挙げお願いするところです。

(委員)

例えば、1号が10名定員とあった場合、どこまで許容範囲を増やしていくか というのは今からの協議ということですか。

[事務局]

どこまで増やすかというのは定員を増やすということになると思いますが、一つは定員の範囲内で運用してくださいというのが基本原則であり、現在の定員の範囲内で出来ないという場合、次の段階は定員を増やしていくということになるかと思います。

(委員)

年々1号認定が増えていくということは、全体的なバランスが崩れていくのではないかと思ったりしますが、上限についてはどうですか。

[事務局]

今のご質問は1号の話もありますが、同じ3歳から5歳の2号認定の部分とのつりあいの関係もありますから、教育の1号と保育の部分の2・3号を調整しながら、人数の上限は決めていかないといけないと思っています。

【4 その他】

(委員)

ここにきてコロナが非常に拡大している。鹿屋地区においても、特に10代10歳未満の小さい子どもさんが、増えてきています。もうすぐ2学期が始まりますが、全体的な流れがまだ見えない状況の中で、学童、各児童クラブも今後どのように取り組んでいったらいいのか非常に試案をしているところです。学校とのきめ細かい連携を含め、子どもたちの行き場を考えてほしいと思うのですが。

「事務局]

保育行政については、学童を含めて最終的な受け皿として閉めずに何とか乗り切ってもらいたいというのが今の国の方針になっています。小中学校で仮にクラスターが発生したり、何かしら事情があったり、小学校が一時閉まる場合があったとしても、その受け皿としてはご負担をいただくのは学童であったり保育関係であったり、現状としてはそういう流れになっているようです。

保育・学童関係につきましては、最終的な受け皿として開け続けなければならないと、そういったご負担を強いていることについては承知しておりますので、ご協力いただきながら、今後も何とか乗り切っていけたらと思っているところです。

(委員)

自分たちが学童保育をしていく中で、学校関係との連携がまだ弱いと感じています。現場の声としては、教育委員会からも各小学校に働きかけをしていただいて、現場で意思疎通ができるような状況を作っていただければと思いますので、要望として出しておきます。

(委員)

先生方の(新型コロナウイルス)予防接種について、強制はできないと思うのですが、教育委員会としてどのような形でしていますか。

「事務局]

先生方の予防接種については、基本的には先生方、各それぞれが、ご希望でされるものだと認識しています。また、安心な状態で子どもたちに教育活動ができることが一番大事だと考えております。

そこで 本市のワクチン接種の推進室と連携を図りながら、教育活動に携わる、 教員だけではなく、保育園、あるいは医療従事者の優先接種という形を整えてい ただいたことがあり、前もって早めに接種している先生も数多くいるところです。 今後、それぞれに接種券がきているので、かかりつけなどで早めの接種をしてい ただくように教育委員会としてはお願いをしていきたいと考えております。

【5 閉会】

(2) 認定こども園における認定変更について

認定こども園における認定変更について、国の制度に対する本市の認識と見解は以下のとおりです。なお、本文書は、令和3年12月8日、鹿屋市議会一般質問における答弁内容を編集したものです。

1 国の制度に対する認識

- (1) 3 号保育で満 3 歳を迎えた児童は、「希望により」 1 号教育への変更申請を行う ことができるが、変更後もクラスは変わることなく、これまでと同じ 2 歳児の「保 育の」クラスに引き続き残ることとなり、「教育を希望する」という趣旨が反映さ れていないこと。
- (2) 保育料の無償化となる時期が、1号教育の満3歳児は、3歳になった誕生日の翌月から、一方、3号保育で満3歳になった児童は、誕生日以降の翌年度4月から保育料が無償となっているため、認定こども園と認可保育所等に通園する子どもの取扱いに不公平が生じていること。
- (3) 1号教育の認定について、子ども・子育て支援法では、「満3歳以上で保育要件以外の子ども」となっているが、国のリーフレット等では、「満3歳以上で教育を希望する子ども」となっており、保護者が就労している、していないに関わらず、実質的には全ての満3歳以上の児童が1号申請が可能となっていること。
- (4) 定員を超過した場合の減額措置は、連続24か月定員を超えた場合に適用されるが、 定員を超えない月が、途中で1か月でもあれば、減額措置の対象とならないこと。
- (5) 認可保育所から移行した認定こども園の1号定員の設定は、国の説明によれば「就労をしていない、又は就労を年度途中でやめた場合等の受け皿として、必要最小限の数人程度で定員設定することが考えられる」となっているが、1号認定への変更申請は、保護者が希望をすれば、保護者の就労状況に関係なく認められているため、教育を希望する3号満3歳児を年度途中で順次、受け入れることにより、実質的には確実に1号定員の超過が生じてしまうこと。

2 本市の見解

- (1) 1 号認定への変更は、保護者の希望による主体的な意思に基づいた申請であるため、これを認定せざるを得ず、結果として定員の超過が生じることについても、 国の運営基準に規定する「年度途中における需用の増大への対応」に該当し得る ものとして、容認せざるを得ない状況にあると考えられます。
- (2) このことによって生じる定員超過は、新たな児童が入園して生じているものではなく、既に在園している保育要件の児童が認定を変更して、1号教育の定員を超過したものであり、児童数が増加したものではありません。
- (3) こういった状況に対して、認定こども園は、1号教育の定員超過とならないよう年度当初には、利用調整として、1号教育の保育要件の児童を、2号保育に変更することにより、定員超過に対する給付費の減額措置が回避されており、現行の制度では、制度自体が想定している本来の趣旨に沿った適正な運用を行うことが、困難な状況となっています。

- (4) 1号認定の定員超過については、保護者の希望による主体的な意思に基づく申請であり、「年度途中における需用の増大」を根拠として、認定こども園による認定変更、行政による給付認定という制度に定められた手続きを経たのものであるため、子ども・子育て支援法第12条に規定する「施設型給付費の偽りその他不正の手段による収入」には当たらず、返還を求めるには法的根拠に欠けると思われます。
- (5) また、これらを回避するため、1号定員数を増やす方法が考えられますが、年度途中の定員超過を起こさせないために、定員増を行うと、園全体の職員の配置基準や施設の面積基準にも影響を与えるため、園の運営に支障が生じることとなります。
- (6) このような現状については、鹿屋市固有の問題ではなく、県内を含む全国の複数の自治体において、同様に生じている事案であり、再度、国や県に対して、本市における実情を具体的に説明し、どのように判断すべきか、改めて見解を求めるとともに、保育会等の関係団体と共通理解を図りながら、制度に係る法令や通知等に沿って適正に運用することができるよう取り組んでまいります。

2 議事

令和4年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、 下記のとおりです。

なお、今回は、定員減を希望している教育・保育施設(2施設)について議事としてお諮りいたします。定員増と区分変更を希望している教育・保育施設(7施設)については、次回(第4回子ども・子育て会議:令和4年1月中開催予定)において、お諮りいたします。

現行(令和3年度)

希望内容(令和4年度)

区					定員内訳					
分	施設名称	1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	計		1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	計
	笠之原こども園	15	45	40	100		15 (±0)	45 (±0)	45 (+5)	105 (+5)
定	敬心保育園	10	38	42	90		15 (+5)	38 (±0)	42 (±0)	95 (+5)
員	杉の子保育園	10	36	24	70		15 (+5)	36 (±0)	24 (±0)	75 (+5)
増	松下保育園	15	60	54	129	_	15 (±0)	60 (±0)	59 (+5)	134
	わかば保育園	10	57	53	120		15 (+5)	54 (-3)	56 (+3)	125
	小計	60	236	213	509		75 (+15)	233	226 (+13)	534 (+25)
区分	高隈こども園	5	22	23	50		10 (+5)	20 (-2)	20 (-3)	50 (±0)
変更	和 光 こども園	25	54	36	115		55 (+30)	30 (-24)	30 (-6)	115 (±0)
	小計	30	76	59	165		65 (+35)	50 (-26)	50 (-9)	165 (±0)
定	いずみ幼稚園	35	6	14	55	4	25 (-10)	11 (+5)	9 (-5)	45 (-10)
員減	はらいがわ保育園	_	44	26	70	7	_	40 (-4)	20 (-6)	60 (-10)
	小計	35	50	40	125		25 (-10)	51 (+1)	29 (-11)	105 (-20)
	合計	125	362	312	799		165 (+40)	334 (-28)	305	804

(1) 令和4年度教育・保育施設の定員変更について

① 定員減を希望している教育・保育施設(2施設)

ア いずみ幼稚園 (定員減)

現行(令和3年度)

教育	保							
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	計					
35	6	14	55					

希望内容(令和4年度)

教育	保		
1号			計
3~5歳児	3~5歳児	0~2歳児	
25	11	9	45
(-10)	(+5)	(-5)	(-10)

現定員	申請内容	判断基準との比較				
55人 (教育 35人) (保育 20人)	45人 (教育 25人) (保育 20人)	基 準2(3)②	・教育1号の平均入所児童数が定員を下回っている。 [平均入所児童数:20.6名]			

変更 希望

1号認定・・・11月末時点での利用人数が17名、内7名が年長児で来年度の見込みが更に少ないため(ここ近年、減少傾向にある。)。

2号認定・・・現状で2号認定が増加傾向にあるため(現状は、保育の認定の中での2・3号の人数が定員と合っていない。)。3歳以上になっても保育を希望するお子様が増えており、3号認定の入所が定員に対して少ない。

[4月1日現在の利用者数]

	Н30		R1		R2		R3	
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者
教育(1号)	42	44	42	37	42	20	35	16
保育(2・3号)	18	17	18	6	18	14	20	15
計	60	61	60	43	60	34	55	31

[月別利用者数(令和2年~令和3年)]

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	平均
教育 (1号)	22	23	24	24	27	27	26	16	15	14	14	16	20.6
保育 (2·3号)	20	19	18	18	18	18	18	15	17	17	17	15	17. 5
計	42	42	42	42	45	45	44	31	32	31	31	31	38. 1

[吾平中学校地区の状況(各年4月末現在)]

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	H30	R1	R2	R3
0歳~5歳	152	141	136	126
人口	6, 596	6, 457	6, 309	6, 175
世帯数	3,064	3, 044	3,008	2, 983

[いずみ幼稚園の現状と判断基準との比較内容]

吾平中学校区においては、人口及び世帯数の減少がみられ、令和元年度以降は利用者数が定員を下回る状態が継続している。

また、教育1号の平均入所児童数が20.6名であり定員35名を下回っているため、基準2(3)②を満たしている。

⑦ はらいがわ保育園(定員減)

現行(令和3年度)

教育 保育 1号 2号 3号 3~5歳児 3~5歳児 0~2歳児 44 26 70

希望内容(令和4年度)

教育	保		
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	計
	40	20	60
	(-4)	(-6)	(-10)

現定員	申請内容	判断基準との比較				
70人	60人	基 準2(1)②	・保育2・3号の平均入所児童数が定員 を上回っている。 [平均入所児童数:74.3名]			

(更希望理

由

保育園の立地する祓川地区の子どもの出生数等の増が認められないため

〔4月1日現在の利用者数〕

	Н30		R	1	R2		R3	
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者
保育(2・3号)	70	72	70	73	70	70	70	68

[月別利用者数(令和2年~令和3年)]

~ ~ ~ ~ ~ ~													
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	平均
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	平均
保育 (2·3号)	75	78	79	79	82	82	82	67	67	67	67	67	74. 3

〔祓川小学校地区の状況(各年4月末現在)〕

	H30	R1	R2	R3
0歳~5歳	72	59	62	66
人口	3, 620	3, 547	3, 488	3, 442
世帯数	1,832	1,813	1, 791	1, 792

[はらいがわ保育園の現状と判断基準との比較内容]

祓川小学校区においては、人口及び世帯数の減少がみられるが、各年度の4月1日現在の利用者の数は定員数に近く、令和2年9月から令和3年3月の期間においては、定員70名を超える児童が利用しており、保育2・3号の平均入所児童数が74.3名であり定員を上回っているため、基準2(1)②を満たしていない。

3 その他

(1) 認定こども園への移行に係る協議の進め方について

認定こども園の設置認可・認定にあたっては、「就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、鹿児島県に対して市町村意 見書を提出することとなっています。

この意見書について、第13回鹿児島県子ども・子育て会議認定こども園部会(令和3年10月20日開催)において、「地域の教育・保育施設の意見は、市町村の子ども・子育て支援会議の前に確認しておくことが望ましい」との意見があり、<u>鹿児島県から、市町村に対して同様の取扱いをするよう通知があった</u>ことから、認定こども園への移行に係る協議の進め方を次のように見直します。

【令和3年度まで(これまで)】

① 4 月	○翌年度の認定こども園への移行に係る希望調査を実施					
J , ,	(市→教育・保育施設)					
②5月頃	○鹿屋市子ども・子育て会議において、認定こども園への移行					
	について協議					
③6月末まで	○認定こども園設置認可・認定申請(教育・保育施設→鹿児島県)					
	○認定こども園の認定に対する意見書提出(市→鹿児島県)					
④10月頃	○鹿児島県子ども・子育て支援会議において協議					
⑤ 3 月末	○認定こども園認定通知(鹿児島県→教育・保育施設、市)					
⑥翌年度	○認定こども園として運営開始(教育・保育施設)					
4月~	○祕化〜〜も圏〜し〜連呂囲如(教目・体目爬設 <i>)</i> 					

【令和4年度以降】

①前年度の 1月頃	○翌々年度の認定こども園への移行に係る希望調査を実施 (市→教育・保育施設)
②前年度の 2月上旬頃	〇書面にて、認定こども園への移行希望施設を子ども・子育て 会議委員提示し、意見を聴取
③前年度の 3月頃	〇地域の教育・保育施設から意見を確認(市→教育・保育施設)
④ 5 月頃	○鹿屋市子ども・子育て会議において、認定こども園への移行 について協議
⑤6月末まで	○認定こども園設置認可・認定申請(教育・保育施設→鹿児島県) ○認定こども園の認定に対する意見書提出(市→鹿児島県)
⑥10 月頃	○鹿児島県子ども・子育て支援会議において協議
⑦3月末	○認定こども園認定通知(鹿児島県→教育・保育施設、市)
⑧翌年度4月∼	○認定こども園として運営開始(教育・保育施設)

[参考] 第13回鹿児島県子ども・子育て支援会議認定こども園部会において 出された意見(地域の教育・保育施設からの意見の確認時期に係るもの)

- 過去、地域の教育・保育施設の意見・了解をきちんととらずに、設置認可・認定の申請がなされた例がある。
- 市町村の子ども・子育て支援会議の中で、地域の教育・保育施設の意見を確認するのではなく、地域の教育・保育施設の意見を聞き、周辺施設の理解を得てから、市町村の子ども・子育て支援会議にはかる方が良いのではないか。市町村単位の中では、利用定員の設定のバランスがとれたとしても、より狭い地域単位で見ていくと、実情が異なってくることもあるかと思う。
- 市町村の子ども・子育て支援会議が先に行われ、その中で新たな認定こども園の 話が通ってしまうと、後に行われる地域の教育・保育施設の意見を確認する場で は、意見が出しにくくなってしまう。

(2)子ども・子育て委員の委嘱期間満了に伴う第1号委員の募集について

現在の子ども・子育て委員の委嘱期間が令和4年4月30日までとなっているため、第1号委員(子どもの保護者)について公募を行います。

- □公募の周知方法
 - 市ホームページへの掲載、施設への周知依頼による募集
- □募集人数
 - 8人程度
- □新たな委員の委嘱期間

令和4年5月1日~令和6年4月30日(2年以内)

□応募資格

おもに小学校就学前の子どもを子育てしている保護者 以下の①②どちらにも該当する方が対象です。

- ①鹿屋市在住の方
- ②任期期間中の会議(おもに平日午後)に出席が可能な方
- □募集期間

令和4年1月14日(金)から令和4年1月31日(月)

鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1		朝野 剣	市民委員	
2		エルメス 恵子	市民委員	
3	第1号委員	きめしま え み 鮫島 江美	市民委員	
4		たちきり よしこ 立切 賀子	市民委員	
5	子どもの	でるだ たかこ 鶴田 貴子	市民委員	
6	保護者	やまぐち しょうへい 山口 翔平	市民委員	
7		^{やまぐち} 山口 なつき	市民委員	
8		*************************************	市民委員	
9		ほうまん まこと 寶滿 誠	鹿屋市医師会	
10	姓 0 日 禾 巳	安樂 博史	鹿屋市歯科医師会	
11	第2号委員	***	国立大学法人鹿屋体育大学	
12	学識経験者	どうぞの えいいち 堂園 栄一	鹿児島県大隅児童相談所	
13	1 子瞰腔映有	みやわき けんろう 宮脇 健朗	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
14		そえだ あきひこ 副田 明彦	鹿屋市小・中学校校長協会	
15		まじい みつはる 藤井 光晴	児童養護施設大隅学舎	
16	第3号委員	くがわ ひさし 軀川 恒	鹿屋乳児院	
17		みやした よしあき 宮下 義昭	鹿屋市私立幼稚園協会	
18	子ども・子育	ひきの きょし 人野 清志	鹿屋市保育会	
19	て支援に関す	新川 留美	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
20	る事業に従事	ありかわ ふみと 有川 文人	鹿屋市学童保育連絡会	
21	する者	しみず なおき 清水 直樹	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
22		やなぎだ ぁきこ 柳田 明子	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼ倶楽部(母親クラブ)	
23	第4号委員	こじま えりな	鹿屋養護学校PTA	
24		かわさき だいすけ 川﨑 大輔	鹿屋市PTA連絡協議会	
25	その他市長が	^{わたなべ} まさと 渡邉 正人	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
26	必要と認める	オネキレ かっこ 末吉 勝子	鹿屋市母子寡婦福祉会	
27	者	吉永 浩二	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間:令和2年5月1日~令和4年4月30日(2年以内)

平成25年6月27日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市 の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例(平成18年鹿屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。 附 則(令和3年3月23日条例第1号抄)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。